

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 9 月 5 日（金）第649号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 林業種苗法に基づく指定採取源の指定（森林経営課取扱い） 1
- 土地改良区の定款の変更の認可（2件）（農地整備課取扱い） 1
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 2
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3

公

告

- 令和 7 年度クリーニング師試験公告（生活衛生課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第563号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、次のとおり指定採取源として指定する。

令和 7 年 9 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹 種	所在場所	本数及び面積	所有者等の名称及び住所
7-2	令和 7 年 9 月 5 日	普通母樹林	すぎ	薩摩川内市東郷町藤川字戸屋3057番地	99本 0.05ヘクタール	藤川山林株式会社鹿児島事業所 薩摩川内市東郷町藤川2696番地

鹿児島県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和 7 年 7 月24日付けで笠野原土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 7 年 9 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第565号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和 7 年 7 月29日付けで曾於南部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 7 年 9 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 7 年 9 月 5 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	秋目上津貫線	南さつま市大浦町字加治屋平21516番地先から同市大浦町字小宇都21697番1地先まで	前 後	6.0～9.9 6.1～18.9	121.2 120.0

鹿児島県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 7 年 9 月 5 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	秋目上津貫線	南さつま市大浦町字加治屋平21516番地先から同市大浦町字小宇都21697番1地先まで	令和 7 年 9 月 5 日

北薩地域振興局告示第12号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 9 月 5 日

北薩地域振興局長 本田敬

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
デイ支援センター ーみんなの力	出水市高尾野町 下高尾野2216番 地 1	社会福祉法人黒 潮会	出水市高尾野町 下高尾野2216番 地 1	原 善根	令和 7 年 7 月 1 日	児童発達 支援

北薩地域振興局告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 9 月 5 日

北薩地域振興局長 本田敬

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
リードパイ な ぎ	薩摩川内市大小 路町39番地 3	株式会社ユリシ ス	薩摩川内市永利 町4134番地183	山本 麻美	令 和 7 年 8 月 1 日	就労継続 支援 B 型

始良・伊佐地域振興局告示第28号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 9 月 5 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
生活介護事業所 実結	始良市宮島町45 番地11	株式会社灯	始良市宮島町45 番地11	湯浅久美代	令 和 7 年 7 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

始良・伊佐地域振興局告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 9 月 5 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
生活介護事業所 ライフケア	霧島市隼人町真 孝2681番地 3	社会福祉法人ジ ョイントライフ	霧島市隼人町真 孝2681番地 3	緒方 大地	令 和 7 年 6 月 1 日	生活介護
ショートステイ withフェロー	霧島市国分郡田 1559番地 1	社会福祉法人政 典会	霧島市国分重久 269番地 3	鎌田 善政	令 和 7 年 6 月 1 日	短期入所
就労継続支援 B 型事業所エピコ アルテ	霧島市隼人町見 次512番地 3	合同会社北斗会 セカンド	鹿屋市下堀町 9658番地 5	高野 鉄司	令 和 7 年 6 月 1 日	就労継続 支援 B 型
日中サービス支 援型障がい者グ ループホームユ ニテラスはやと	霧島市隼人町真 孝字児玉馬場 870番地 3	株式会社UN I S	鹿屋市古前城町 2-20 B i o r l a M201	林 幸生	令 和 7 年 6 月 1 日	共同生活 援助

公 告

令和 7 年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 7 年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 9 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

ア 期日 令和 7 年 11 月 9 日（日）午前 10 時 20 分から

イ 場所 サンエールかごしま（鹿児島市荒田一丁目 4 番 1 号）

(2) 実地試験

ア 期日 令和 7 年 11 月 9 日（日）午後 1 時から

イ 場所 鹿児島県クリーニング会館（鹿児島市高麗町27番22号）

2 試験の科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維選別、薬品鑑別及び仕上げ）

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手数料

7,200円

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 受験資格を有することを証明する書類

エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない旨の記載と確認印を受けること。

(2) 提出書類等の提出先

ア 県内に居住する者

受験希望者の居住地を管轄する保健所（指宿保健所の管轄する区域に居住する者にあつては加世田保健所、出水保健所の管轄する区域に居住する者にあつては川薩保健所、大口保健所の管轄する区域に居住する者にあつては始良保健所、志布志保健所の管轄する区域に居住する者にあつては鹿屋保健所）

イ 県外に居住する者

鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）

(3) 受験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。ただし、県外居住の受験希望者で郵便により受験願書を提出するものにあつては、現金を当該郵便に同封することで鹿児島県収入証紙に代えることができる。

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

6 提出書類等の受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から同月 30 日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送の場合は、令和 7 年 9 月 30 日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手

を貼った返信用封筒（縦33.2センチメートル，横24センチメートル（角形 2 号））を同封すること。

8 合格者の発表

合格者に対し，郵便により通知して行う。

9 その他

- (1) 試験に関する照会は，鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話 099－286－2784）又は各保健所（指宿保健所，出水保健所，大口保健所及び志布志保健所を除く。）に対して行うこと。

(2) 書類提出上の注意

ア 住所は，詳細に記入すること。

イ 本籍地都道府県名，氏名及び生年月日は，戸籍記載のとおり記入すること。

ウ 提出書類等を郵送する場合は，必ず書留郵便（現金を同封する場合にあっては，現金書留郵便）によるものとし，その表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。